

# 名古屋港管理組合公報

平成18年11月1日

(水曜日)

第383号

## 目次

○放置自動車の廃物認定……………	1
○公報第381号……………	1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第49号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成18年11月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成18年11月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
16関004	東海市新宝町	ダイハツ ミラ	L200S-695930	白
17関005	東海市新宝町	軽乗用車	C N 22 S - 705297	濃紺
17関006	弥富市富浜一丁目	日産 マーチ		グレー
18関001	弥富市楠一丁目	日産 スカイライン		白

## 正 誤

平成18年9月29日公報第381号4ページ公告(4)ア期末・勤勉手当の一般職の期末・勤勉手当の表年間の項中「(2.8)」は「(2.6)」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

## 名古屋港管理組合